

7 生私行第5210号

令和 8 年 3 月 31 日

各区市私立幼稚園事務主管課長 殿

東京都生活文化局私学部

私学行政課長 瀬戸 裕一郎

(公 印 省 略)

私立幼稚園において学齢児を放課後等の時間帯に預かる事業を実施する場合について（通知）

日頃から東京都の私学行政に御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

学齢児の放課後等の居場所の確保については、令和 7 年 3 月 27 日 6 生私行第4657号「私立幼稚園における学童クラブ事業の実施について（通知）」等により都内所在の私立幼稚園（以下、「幼稚園」という。）において放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）を円滑に実施できるよう、留意事項を取りまとめております。

上記通知にもとづき、よりよい地域活動の拠点として学童クラブ事業を検討する幼稚園は多いものの、各区市では待機児童対策計画を作成しており、直ちに幼稚園での事業実施を同計画に反映し難い状況もあります。

一方、都内においては未だ待機児童を有する区市が存することから、幼稚園において児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業以外で学齢児を放課後等の時間帯に預かる事業（以下、「園独自学童事業」という。）に取り組むことは待機児童解消の観点、幼稚園に期待される役割及び事業の利用者にとって一定の意義があり、同事業を検討する幼稚園が取り組みやすいようにする必要があります。

このことから、本通知により、幼稚園で行う園独自学童事業について下記のとおり取扱うこととし、園舎を活用して行うことを可能としましたので通知します。

貴職におかれては、各所轄の幼稚園にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、園独自学童事業の実施状況については、例年東京都より依頼している私立幼稚園現況調査にて確認をする予定ですので、貴職において独自に状況確認等を求めるものではないことを申し添えます。

記

1 園独自学童事業の実施要件について

園独自学童事業は以下の事項を満たすものとする。

なお、本要件のみならず、実施にあたっては、幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号。以下「幼稚園基準」という。）ほか関係法令等を遵守し、幼稚園の教育上支障がないようするとともに、在園児及び園独自学童事業の利用者の安全に十分配慮すること。

（１）実施場所

ア 専用区画

園独自学童事業を幼稚園の施設内で実施する場合には、原則、空きスペースを利用する等、在園児が使用する区画とは別室で、園独自学童事業の専用区画を確保すること。

ただし、在園児が使用する区画と同室で園独自学童事業を実施する場合は、幼稚園の教育活動終了後等であって、その区画に在園児がおらず、幼稚園の教育上支障がない範囲において、専用区画として使用することができるものとする。

イ 面積

専用区画において概ね 1. 6 5 m²以上/人を確保すること。

ただし、面積の算定は園内課外教室への参加、園庭遊び、入室時間差等を考慮し、専用区画内で同時に過ごす学齢児の最大数に対するものとする。

ウ そのほか共用できる施設及び設備

上記専用区画のほか、幼稚園の施設において、園独自学童事業の実施に必要な施設及び設備は、園独自学童事業の開所時間中に共用できるものとする。

エ 施設及び設備共用に係る留意事項

上記（１）ア、イ及びウに定める幼稚園施設及び設備の共用に関しては、異なる年齢の幼児及び学齢児が使用することに対して、教育上、保健衛生上及び安全上の支障がないように十分配慮すること（特に、未就学児及び学齢児が便所を共用する際のプライバシー保護を含む。）。

なお、幼稚園の施設を園独自学童事業に活用するにあたっては、施設共用にあたっての管理運営上の責任の所在等を取り決めるなど、責任体制の明確化に努めること。

（２）人員配置・資格

ア 常時、職員を 2 人以上（うち 1 名は放課後児童支援員）配置すること。

ただし、受け入れが少人数（12 名以内）の場合には、状況に応じて園内に保育に当たることができる職員がいることを条件に放課後児童支援員 1 名での対応も可能とする。

イ 幼稚園の通常の教育及びその他保育等の事業に従事する時間を除いて、幼稚園の教職員が園独自学童事業に従事することを妨げない。この場合は、雇用契約書や出退勤の時間管理などにより勤務時間を明確に区分すること。

（３）開所時間

平日 1 日 3 時間以上とすること。

(4) 開所日数

平日は毎日開所し、長期休業中も開所していること。ただし、開所日における利用希望児童がいなかったことが明らかになっている場合は開所しないことも可能。

(5) その他

体を動かす遊びや体験活動等、学齢児が過ごし方を選択できるよう努めること。

(6) 事故防止及び事故報告

園独自学童事業の実施に当たっては、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月内閣府・文部科学省・厚生労働省）等を参考として、重大な事故の発生防止や発生時の対応に取り組むとともに、

万一、園独自学童事業において事故が発生した場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 6 年 3 月 22 日こども家庭庁・文部科学省）に従い、適切に報告対応すること。

2 幼稚園が園独自学童事業を行う場合の留意事項

令和 7 年 3 月 27 日付 6 生私行第 4657 号通知中「3 そのほか留意事項」に準ずる。

3 相談・問合せ先

東京都生活文化局 私学部 私学行政課 幼稚園担当

shigaku-yochien@section.metro.tokyo.jp

03-5388-3193